

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」といいます。）第6条の規定により、森地区新構想高等学校（仮称）整備事業を特定事業として選定しましたので、同法第8条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表します。

平成18年11月30日

静岡県知事 石川 嘉延

特定事業の選定について

1. 事業概要

森地区新構想高等学校（仮称）整備事業（以下「本事業」といいます。）は、PFI法に基づき、静岡県（以下「県」といいます。）と事業契約を締結し、当該特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」といいます。）が、施設の設計業務、建設業務及び維持管理・運營業務等を行うことを事業の範囲とします。

（1）施設の立地条件

現在の森高等学校のグラウンドに校舎等を建設し、現在の森高等学校の校舎等を解体後、跡地をグラウンドとして整備することとします。

また、周智高等学校農業実習地の施設の一部を解体し、一部を改修して既存活用することとします。

建設、解体、改修する施設

計画地	現森高等学校敷地及び周智高等学校農業実習地等	
	森高等学校敷地	周智郡森町森2000番地 他（住居表示）
	周智高等学校敷地	周智郡森町森53番地 他（住居表示）
敷地面積	52,096㎡	
	森高等学校敷地	40,384㎡
	周智高等学校敷地	11,712㎡（農業実習地等）
用途地域	森高等学校敷地	第一種中高層住居専用地域
	周智高等学校敷地	第二種住居地域
形態規制など	森高等学校敷地	建ぺい率： 60 % 容積率： 150 %
	周智高等学校敷地	建ぺい率： 60 % 容積率： 200 %

(2) 事業内容

対象となる事業の範囲は、次のとおりです。

- ①施設の設計業務及び建設業務
- ②既存活用する施設の改修業務
- ③産業教育等に供するための装置・備品等（以下「産業教育装置等」といいます。）の調達・設置業務
- ④既設の産業教育装置等の移設・設置・調整業務
- ⑤施設の所有権移転業務
- ⑥施設の維持管理業務
- ⑦運營業務（売店）
- ⑧既存施設の解体等業務

(3) 事業の方式

選定事業者が施設の設計業務、建設業務を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、維持管理・運營業務を行う方式（B T O（Build, Transfer, Operate）方式）とします。

2. 県が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

本事業において、県が自ら実施する場合とPFI方式により実施する場合を比較することによって、特定事業選定における客観的評価を行いました。

(1) コスト算出による定量的評価

①算出にあたっての前提条件

本事業において、県が自ら実施する場合の財政負担額とPFI方式により実施する場合の財政負担額の比較を行うにあたり、設定した主な前提条件は次のとおりです。

なお、これらの前提条件は、県が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではありません。

	県が自ら実施する場合	PFI方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	①既存施設解体費 ②施設整備費 ③施設の維持管理業務費	①サービス購入料（既存施設解体費、施設整備費、施設の維持管理業務費） ②アドバイザー費（19百万円） ③モニタリング費（2百万円/年）等
共通条件	①設計・建設期間 平成20年1月～平成22年8月 ②維持管理期間 平成21年7月～平成42年3月 ③現在価値換算率 2.5%（現在価値への換算は、割引率2.5%からインフレ率0%を差し引いた2.5%で算出） ④割引基準年度 平成18年度を係数1として現在価値に換算	
設計・建設、改修、維持管理及び解体に関する費用	県の仕様及び県立高校等類似施設の実績等に基づき設定	本事業における民間事業者に対する参入意向調査の結果等に基づき、コスト削減率を設定
資金調達に関する事項	①交付金 ②起債（金利1.9%、償還期間20年、うち据置期間3年） ③一般財源	①交付金（県が自ら実施する場合と同額） ②起債（金利1.9%、償還期間20年、うち据置期間3年） ③一般財源 ④自己資本（建設費等の10%） ⑤市中銀行借入（金利2.4%、償還期間20年、うち据置期間なし）

②算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、県が自ら実施する場合の財政負担額とP F I方式により実施する場合の財政負担額を現在価値換算額で比較した結果は次のとおりです。

項目	金額（現在価値換算額）
県が自ら実施する場合の財政負担額	3,534 百万円
P F I方式により実施する場合の財政負担額	3,465 百万円
財政負担削減額	69 百万円

この結果、本事業を県が自ら実施する場合に比べ、P F I方式により実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約69百万円削減されるものと見込まれます。

③選定事業者に移転されるリスクの検討

本事業において、県が民間事業者に移転するリスクのうち、定量化が可能なものについては定量化を試みた結果、総額約129百万円と推計されます。P F I方式により実施する場合の事業費には、この移転リスク相当分が含まれていることから、V F M評価上は、県が自ら実施する場合にもこれと同じ金額を、従来、県が負担していたリスク相当額として加算することが必要となります。

（２）P F I方式により実施することの定性的評価

本事業においてP F I方式を用いた場合、民間資金、選定事業者の経営能力及び技術的能力等の活用による定性的評価としては、次のような効果が見込まれます。

①効率的な施設整備・維持管理・運営の実施

本事業はP F I方式を用いることにより、設計・建設、維持管理・運營業務までを一括して選定事業者任せのため、各業務毎に発注する場合と比較して効率化が図られ、その結果、費用を最小化した整備が可能となります。併せて本施設のL C C（ライフ・サイクル・コスト）の削減についても期待できます。また、選定事業者の創意工夫が発揮されるものとして期待できます。

②学習環境の向上および県民サービスの向上

P F I方式によるサービスの提供は、設計・建設から維持管理・運營業務までの一貫した体制の採用によって、施設の利用しやすさや機能性の向上が期待できます。本事業により整備される高等学校は、総合学科として、両校の普通科及び専門学科（農業、工業、商業）の伝統を引き継いだ系列のほか、新たに生活関連産業のニーズの拡大を踏まえたライ

フデザイン系列を設置し、幅広い多様な選択科目の中から、生徒自らの興味・関心、進路希望等に応じた科目を選択できるという、特色ある高等学校を目指します。従って、一般の施設整備・維持管理・運営に比べ、選定事業者が創意工夫できる余地が大きいと思われまます。特に、生徒が安心して学校生活を送ることのできる、充実した施設・設備の整備が実現されるほか、地域の力を最大限に生かした魅力ある高等学校づくりの実現等に対応できる、機能的で柔軟性に富んだ高い水準の施設・設備の整備等が期待できます。

また、売店の運營業務においては、選定事業者のノウハウが十分に発揮され、最適なサービスの提供が期待できます。

さらに、地域住民にとって最も身近な公共施設として、また、生涯学習の場としての有効活用が図られ、地域住民に対する優良なサービスの提供が期待できます。

③リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を県及び選定事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できます。

④財政支出の平準化

県が自ら実施した場合、短期間に県の予算に初期投資費用を計上することとなるのに対し、PFI方式で行う場合、サービスの対価として毎年一定額を支払うことから、財政支出を平準化することが可能となります。

(3) 総合的評価

本事業は、PFI方式にて実施することにより、県が自ら実施する場合と比較して、定量的評価において約 69 百万円の県の財政負担額の削減が達成されることが見込まれます。さらに、リスク調整額約 129 百万円を加えて、全体で約 198 百万円の財政負担の削減が達成されることが見込まれます。また、定量化できない多くの定性的効果も期待できます。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定します。